

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
阿倍野高等学校	<p>令和3年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事</td> <td>693,000円</td> <td>693,000円</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td>493,900円</td> <td>493,900円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和3年度	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	693,000円	693,000円	同 上	情報コンセント増設に係るLAN工事	493,900円	493,900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）</p>	<p>過年度の建設仮勘定精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正を依頼し、本資産勘定への精算処理を行った。 また、資産となるものについては、公有財産台帳の修正を行った。 検出事項の原因は、建設仮勘定の精算処理について、担当者が正しく理解していなかったことにある。 再発防止に向け、SSC等で未精算案件の確認を定期的に行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	契約金額	未精算額												
令和3年度	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	693,000円	693,000円												
同 上	情報コンセント増設に係るLAN工事	493,900円	493,900円												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）